県南広域振興局長告示第246号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための居宅介護又は介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 19 年 11 月 30 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	1 相处十月日
株式会社ジャパン	東京都港区六本木六本木ヒルズ森	ハッピー北上南・ヘル	北上市大堤南一丁目8	亚产10年11日1日
ケアサービス岩手	タワー(35階)六丁目10番1号	パーステーション	番 10 号	平成19年11月1日

2 通所リハビリテーション

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	1 相处平月日
医療法人杏林会	東京都目黒区中央町二丁目5番12	イーハトーブ介護リ	花巻市湯口字志戸平	平成19年11月1日
	号	ハビリセンター	14 番地 1	平成19年11月1日

3 短期入所療養介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	1 相处平月日
医療法人杏林会	東京都目黒区中央町二丁目5番 12	イーハトーブ介護リ	花巻市湯口字志戸平	
	号	ハビリセンター	14番地1	平成19年11月1日

4 介護予防訪問介護

介護予防事業者		指定年月日		
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	11年十月日
株式会社ジャパン	東京都港区六本木六本木ヒルズ森	ハッピー北上南・ヘル	北上市大堤南一丁目8	平成19年11月1日
ケアサービス岩手	タワー (35 階) 六丁目 10番1号	パーステーション	番 10 号	一个成19年11月1日
株式会社三光タク	花巻市二枚橋大通り二丁目 18番地	株式会社三光タクシー	花巻市二枚橋大通り二	平成 19 年 9 月 1 日
シー	2	指定訪問介護事業所	丁目 18 番地 2	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一

5 介護予防通所リハビリテーション

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	1 相处平月日
社団医療法人啓愛	奥州市水沢区羽田町駅前二丁目 87	美山病院デイ・ケアセ	奥州市水沢区羽田町字	亚出10年11日1日
会	番地	ンター	水無沢 495 番地 2	平成19年11月1日
医療法人杏林会	東京都目黒区中央町二丁目5番12	イーハトーブ介護リハ	花巻市湯口字志戸平	
	号	ビリセンター	14 番地 1	"

6 介護予防短期入所療養介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		地 学年 日 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	指定年月日
医療法人杏林会	東京都目黒区中央町二丁目5番12号	イーハトーブ介護リ ハビリセンター	花巻市湯口字志戸平 14番地1	平成19年11月1日